

免震建物の維持管理基準－2022－

正誤表

頁	行	誤	正
37	6	100m ² を超える特殊建築物	200m ² を超える特殊建築物
	9	101条2項	101条2号
	16	2 第12条第1項に規定する	2 次の各号のいずれかに該当する
	19, 20	この場合において、国土交通大臣は、当該準則又は計画の作成に関し必要な指針を定めることができる。	ただし、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物については、この限りでない。
		(追加)	一 特殊建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの 二 前号の特殊建築物以外の特殊建築物その他政令で定める建築物で、特定行政庁が指定するもの 3 国土交通大臣は、前項各号のいずれかに該当する建築物の所有者又は管理者による同項の準則又は計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。
	24	市町村の建築物	市町村が所有し、又は管理する建築物
	40	100m ² を超えるもの	200m ² を超えるもの